

提訴

京都大学 伴 宏輝

たしかに誘導は左手にしているが、高さは  
一貫しておらず、誘導が終結していると誤認(やぶ  
なっており、適切とは言えない。また誘導終結  
の看板が見えるかどうかは高速下の選手と、  
立って見てゐる人とは条件がまったく違うので  
参照はならない。また、全員が同じ誘導を  
たどっているというのは公平性とは関係が無い。

誘導を外れた人はたゞ、本人よりも不利なルート  
となるため競技人の影響は本人が遅くなる  
方向に働いているため失格取り消し、しても  
順位に影響はない。

以上の理由により、調査依頼に対して提訴を  
行う。